

県内農業者の皆様へ

収入保険制度について

政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」における
収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめ概要

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

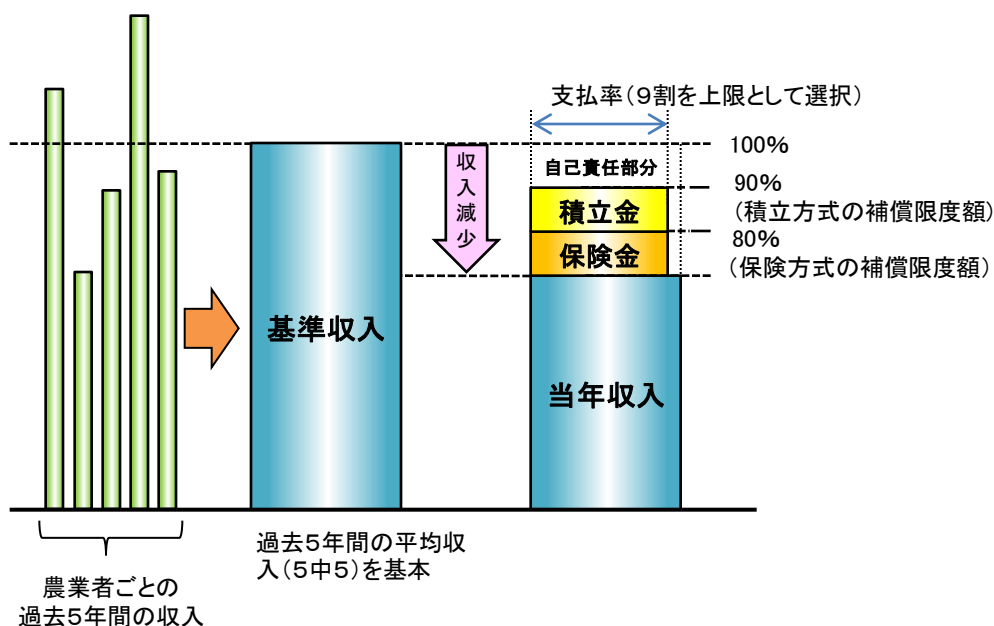
1. 対象者

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
 - ・5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。なお、その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置が検討されています。

2. 補償内容

- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
 - ・基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
 - ・補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
 - ・「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

（収入保険制度の補填方式）



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

3. 保険料・積立金・補償額の例

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

- ・保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。
- ・積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式＋1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算

（農業者に用意いただくお金）

保険料は、7.2万円

積立金は、22.5万円

合計 29.7万円

（補填金額）

収入減少の程度 （当年収入）	補填金 の合計			補填金を含めた 当年収入 （対基準収入）
		保険金	積立金	
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

（参考）保険料・積立金の計算方法

- 保険料
＝基準収入×補償限度（0.8を上限に選択）×支払率（0.9を上限に選択）×保険料率
- 積立金
＝基準収入×積立幅（1割）×支払率（0.9を上限に選択）×1/4

4. 加入・支払等のスケジュール（平成30年秋 加入申請開始を想定）

（個人の場合のイメージ）

平成29年

平成30年

平成31年

平成32年

○青色申告の実施

3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出

○加入申請

（10月～11月）

○保険料等の納付

（12月末まで）

○収入算定期間

（1月～12月）

○保険金等の

請求・支払
（3月～6月）

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。（申告時期は平成30年2～3月）

問い合わせ先：秋田県仙北地域振興局農林部農業振興普及課
東北農政局秋田県拠点地方参事官室
J A秋田おばこ営農指導部営農企画課

電話 0187-63-6111
電話 018-862-5611
電話 0187-86-0883